

鳥取県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年6月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
溝口伯太線	西伯郡南部町清水川字御崎前382-1地先から 同字376-1地先まで	変更前	5.6~41.3	74.0
		変更後	5.6~55.8	74.0

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
清水川福成線	変更前	西伯郡南部町清水川字御崎前376-1地先から 同町福成字大坪上1605-2まで	4.8~9.9	74.0
	変更後	西伯郡南部町福成字大坪上1605-2地先から同 地先まで	4.8~21.7	23.0